

平成 28 年度 第 1 回那須烏山市総合教育会議次第

日時：平成 29 年 1 月 20 日（金）

13：15～

場所：烏山庁舎 第 2 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 議 事

1) スーパーティーチャー育成事業報告について

2) いじめ防止対策について

3) 学力・学習状況調査の結果について

4) その他

5. その他

6. 閉 会

那須烏山市総合教育会議委員名簿

委員

団体名	役職名	氏名
那須烏山市	市長	大谷 範雄
那須烏山市教育委員会	教育長	田代 和義
那須烏山市教育委員会	教育長職務代理	岡崎 孝雄
那須烏山市教育委員会	委員	澤村 豊純
那須烏山市教育委員会	委員	阿久津 昌子
那須烏山市教育委員会	委員	網野 甚一

事務局

担当課	役職名	氏名
総合政策課	課長	坂本 正一
総務課	課長	清水 敏夫
こども課	課長	齋藤 進
学校教育課	課長	岩附 利克
生涯学習課	課長	柳田 啓之
文化振興課	課長	両方 裕

書記

担当課	役職名	氏名
学校教育課	主幹	神野 久志

平成28年度 スーパーティーチャー育成事業 実施報告

那須烏山市学校教育課指導支援G

平成29年1月20日(金)

1 目的

- (1) 那須烏山市立小・中学校において、学力向上に関する指導的立場に立って教職員に指導・支援できるリーダーを育成することにより、教職員の授業力向上を図り、児童・生徒の「知的学力の保障」を目指す。
- (2) スーパーティーチャーを核とした取り組みにより、教職員の能動的・協働的な活動を促し、学力向上に対する取り組みの活性化を図る。

2 各小・中学校スーパーティーチャー育成事業参加者

(1) 第1回福井県視察研修参加者

No.	所 属	氏 名	担当学年等
1	江川小学校	高橋 やす子	4年
2	荒川小学校	永山 隆博	4年
3	境小学校	豊田 浩之	4年
4	烏山小学校	田角 香緒里	6年
5	七合小学校	山崎 香織	特別支援学級
6	南那須中学校	柴田 哲朗	3年
7	烏山中学校	小川 智	3年

第1・2・3・4・6・7回研修会及び南那須地区学習指導法研修会に参加

(2) 第2回福井県視察研修参加者

No.	所 属	氏 名	担当学年等
1	江川小学校	小森 国雄	6年
2	荒川小学校	大谷 倫子	2年
3	境小学校	山本 将貴	5年
4	烏山小学校	田島 弘行	教務主任
5	七合小学校	中澤 加代子	教務主任
6	南那須中学校	渡邊 祥弘	3年
7	烏山中学校	石塚 英明	3年副担

第4・5・7回研修会及び南那須地区学習指導法研修会に参加

3 研修の実際

(1) 第1回研修会：5月10日（火）午後

- ・教育長あいさつ並びに講話「スーパーティーチャーへの期待」
- ・講話「調査結果を活用した学力向上への取組～とちぎの子どもの「確かな学力」向上のために～」
栃木県教育委員会事務局学校教育課学力向上推進室 吉田 元保 指導主事
- ・説明「スーパーティーチャー育成研修の趣旨」 指導支援担当
- ・説明並びに協議「福井県視察研修について」 //

(2) 第2回研修会：第1回福井県視察研修（平成28年6月16（木）～18日（土））

- 参加者：田代教育長、岡安（事務局）
各小・中学校教員1名 計9名
- 福井市^{あすわ}足羽第一中学校視察（16日（木）午後）
 - ・ 学校長・教頭との懇談
 - スクールプランの説明
 - 中学校区での小中連携の取組
 - 授業における留意点
 - 研究会の持ち方についての説明
 - 家庭学習について
 - ・ 授業と集会の参観
- 福井市松本小学校視察（17日（金）終日）
 - ・ 提案授業等及び授業研究会の参観
 - ・ 学校長との懇談
 - スクールプランの説明
 - 学力向上のための取組
 - 小・中連携について

《共通》

- ・ スクールプランでは、数値目標を示す。（例：～できる生徒90%）
- ・ 「凡事徹底」。ていねいにきちんとやらせる。
- ・ 無言清掃（ほうきで掃かず、全員床を水ぞうきんで磨く。おしゃべりをしない。）

《中学校》

- ・ 整理整頓、話を聴く態度の徹底。
- ・ 小・中連携では、小学6年生が中学校に出向き授業を受ける、学区の小学校を駅伝で回るなどの交流をしている。

《小学校》

- ・ 研究授業前に模擬授業やプレ授業を行い、みんなで授業をつくり上げる。
- ・ 算数では、トリオ学習（3人組での話し合い）や「はかせ（はやく・かんたん・せいかく）」の視点での練り合いが行われていた。
- ・ 授業研究会は、KJ法を用い全職員で検討し、改善策を話し合う。

※各校で、福井県視察の伝達研修を実施した。

(3) 第3回研修会：8月4日（木）終日

- ・振り返り「福井市小中学校視察研修のまとめ」 各参加者
- ・講話「本市小・中学生の学力の現状について」 指導支援担当
- ・演習Ⅰ「校内研修の進め方と研修術」 //
- ・演習Ⅱ「学習指導案作成上の留意点」 //
- ・協議Ⅰ「学校における学力向上への取組」 //
- ・演習Ⅲ「校内研修のコーディネートと研修計画の作成」 //

(4) 第4回研修会：各校での研究授業及び授業研究会の実施（9～12月）

- ・ 9月21日（水）：鳥山小学校 4年算数「わり算の筆算（2）」
5年算数「偶数と奇数、倍数と約数」
- ・ 10月12日（水）：江川小学校 6年算数「拡大図と縮図」
- ・ 10月27日（木）：南那須中学校 1年社会「海をこえてせまる元軍」
- ・ 11月14日（月）：七合小学校 3年算数「重さを数で表そう」
- ・ 11月21日（月）：荒川小学校 4年算数「面積のはかり方と表し方」
- ・ 11月29日（火）：境小学校 2年国語「分かりやすくせつめいしよう」
- ・ 12月 1日（木）：鳥山中学校 1年社会「武家政権の内と外」

※各校で、福井視察を生かした授業が行われた。

授業研究会は、各校のスーパーティーチャーがコーディネートした。

(5) 第5回研修会：第2回福井県視察研修（11月16日（水）～18日（金））

○ 事前研修（11月11日（金）午後）

- ・ 教育長あいさつ
- ・ 説明並びに協議「福井県視察研修について」 指導支援担当

○ 参加者：岡安・大金（事務局）、各小・中学校教員1名 計9名

○ 福井市東安居あご小学校視察（17日（木）終日）

- ・ 提案授業等及び授業研究会の参観
- ・ 教頭との懇談
学力向上のための取組
小・中連携について
地域との関わりについて

○ 福井市藤島中学校視察（18日（金）午前）

- ・ 学校長・教頭・教務主任との懇談
学校経営について（生徒指導会議、異学年活動）
中校区での小中連携の取組
授業のもち方（縦持ち）について
研究会の持ち方についての説明
家庭学習について
- ・ 授業参観

《共通》

- ・学習訓練がしっかりされていて姿勢がよい。人間関係のよさが基礎になるとして、きめ細やかな指導をしている。
- ・学習・生活面とも、教員がベクトルをそろえ、みんなが同じことを徹底してやるという意識が高い。
- ・夏休みや冬休みに、学習状況に課題がある児童生徒を学校に呼び、補習授業を行っている。

《小学校》

- ・授業は、自分の考えを書いて説明することに重点を置いている。
- ・授業研究会は、ほめるだけでなく改善点を提案していく。
- ・支援が必要な児童に対して、適切な支援が行われている。

《中学校》

- ・授業は、縦持ちが基本なので、教科部会で話合って授業を工夫していく。
- ・縦割り班での活動を取り入れ、3年生のリーダーシップや自己肯定感を育む。
- ・家庭学習は、1か月分の予定表を生徒に示している。(土・日も含む) 学年からの宿題と教科からの宿題との二本立てである。量は多いが、やり遂げさせる。
- ・「夕焼け学習」として、放課後に補習授業を行う。

※各校で、福井県視察の伝達研修を実施した。

振り返りとして「福井市小中学校視察研修のまとめ」を提出。

(6) 第6回研修会：12月12日(月)午後

- ・振り返り「校内研修のコーディネートを通して」 各参加者
- ・講話「これからのスーパーティーチャーに求めるもの」 指導支援担当

(7) 南那須地区学習指導法研修会での視察報告(平成29年1月19日(木)午後)

那須烏山市は福井県視察について、那珂川町は秋田県視察について報告し合う。

(8) 第7回研修会：2月27日(月)午後

- ・協議Ⅰ「本年度の取り組みの成果と課題」 指導支援担当
- ・協議Ⅱ「スーパーティーチャーとしての今後の活動について」 //

那須烏山市いじめ防止基本方針（案）



那須烏山市

平成 年 月

那 須 烏 山 市
那須烏山市教育委員会

目 次

はじめに	1
【1】 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
【2】 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために市又は教育委員会が実施すべき施策	4
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
3 重大事態への対応	18
【3】 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の見直し	23
2 「学校いじめ防止基本方針」策定状況の確認と公表	23

はじめに

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、国会において、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が公布され、同年 9 月 28 日に施行された。この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

そして、法第 11 条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成 25 年 10 月 11 日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

さらに、国の方針を受け、栃木県においても平成 26 年 3 月 27 日「栃木県いじめ防止基本方針」が策定された。

那須烏山市教育委員会では、これまでも、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、すこやか推進室の設置やスクールカウンセラー及び心の教育相談員の配置による教育相談体制の充実等、各学校との連携を密にし、いじめ防止対策に取り組んできた。

「那須烏山市いじめ防止基本方針」は、これまでの取組に加え、国及び県の基本的な方針を参酌し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【1】 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 法第2条1項

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【具体的ないじめの態様（例）】

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 身体や動作について不快なことを言われる
 - 存在を否定される
 - 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - 遊びやチームに入れない
 - 席を離される
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 身体を叩かれたり、触って知らないふりをされたりする
 - 殴られ、蹴られるが繰り返される
 - 遊びと称して対象の子が技をかけられる
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる
 - 脅され、お金を取られる
 - 靴に画鋸やガムを入れられる
 - 写真や鞆、靴等を傷つけられる

- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - 万引きやかつあげを強要される
 - 大勢の前で衣服を脱がされる
 - 教師や大人に暴言を吐かせられる
- (6) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - いたずらや脅迫のメールが送られる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止について

児童等は、いじめを行ってはならない。

※ 法第4条

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの早期解決について

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切である

もに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の責務について

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識等を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。 ※ 法第9条1項

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

【2】 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市又は教育委員会が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努める。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう啓発活動の推進など、保護者、家庭への支援を行う。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、児童生徒指導に係る体制等の充実のための教諭・養護教諭その他の教職員の配置、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対応に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 市で推進している「ABC/R運動」「文武両道教育」等を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任をもって行動する力を育成する。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を育む。
- いじめの未然防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- 教育委員会学校教育課内に「いじめ相談窓口」を設置するとともに、周知を図る。

那須烏山市教育委員会学校教育課内「いじめ相談窓口」

電話 0287-88-6222

- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制の整備に努める。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及を図る。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・定期的なアンケートや個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - ・『「いじめ」の理解と対応—いじめのない明るい学校を目指して—』【県教委 H24.12】を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。
 - ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体との組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

(3) いじめの早期解決

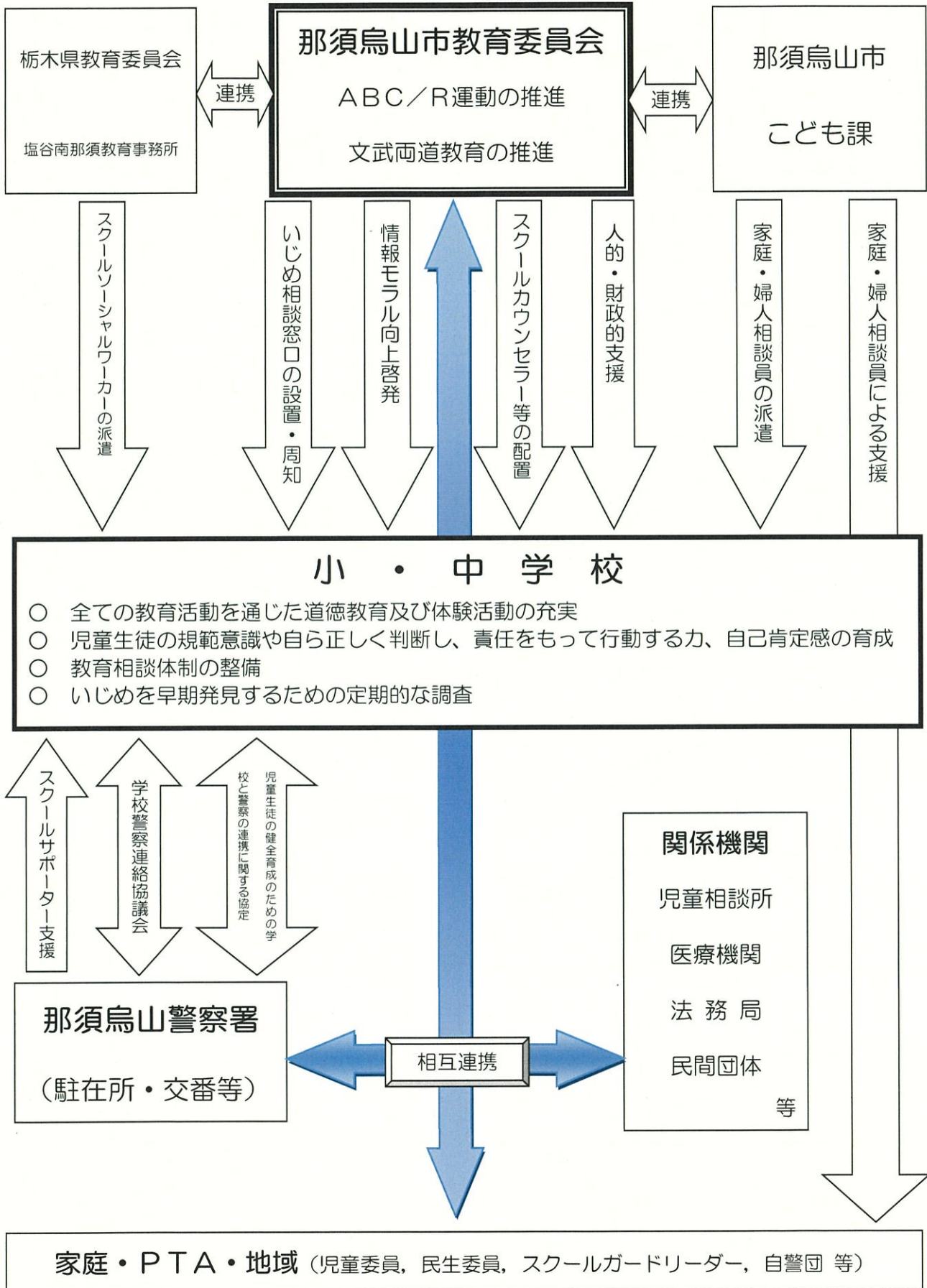
- スクールカウンセラー及び心の教育相談員の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、塩谷南那須教育事務所のスクールソーシャルワーカーの活用を推進する。
- 那須烏山警察署（駐在所・交番を含む）や警察官経験者であるスクールサポーター等を通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直り支援に努める。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互の連携協力体制の整備を図る。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(4) その他

- 学校の教職員、市の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。 ※ 法第23条
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
 - ・市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
 - ・市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価

するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

市又は教育委員会が実施すべき主な施策について



2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※ 法第13条

【内容例】

- 学校基本方針には、いじめの未然防止に向けた取組、早期発見・早期解決の在り方、教育相談体制、生徒指導体制・校内研修などの充実を定める。
- 具体的には、いじめ防止の観点から、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- 校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・早期解決に関する取組方法等を定める。
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(※ 法第22条)を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

【留意事項】

- 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも必ず参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。
- また、児童生徒の意見も取り入れ、いじめの防止等について、児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

学校いじめ防止基本方針全体構想図の様式（例）

〇〇学校いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】

【PTA との連携】

【いじめ対策委員会】

【関係機関】

【いじめの未然防止】

【いじめの早期発見】

【いじめの早期解決】

(2) 「いじめ対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置くものとする。	※ 法第22条
---------------------------------------------------------------------------------------	---------

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

心理等の専門家については、主にスクールカウンセラーが考えられるが、配置されていない学校については、必須ではない。

【役 割】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な全体指導計画及び年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
 - ・「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、『いじめ未然防止・早期発見に係る構成員全体の委員会（定期開催）』と『いじめ認知時の対応に係る日常的な関係者の委員会（随時開催）』に役割分担しておく。
 - ・「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・早期解決に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

「いじめ対策委員会」の運用（例）

1 『いじめ未然防止・早期発見に係る構成員全体の委員会』（定期開催）

（1）委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事（児童指導主任）、養護教諭、道徳教育推進教師、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表、児童生徒代表 等

（2）実施する取組

① 未然防止対策

- いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- いじめに関する意識調査
- 集団を把握するための調査の実施と結果の分析・共有
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- 校内研修会の企画・立案
- 要配慮児童生徒への支援方針決定 等

② 早期発見対策

- いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- 情報交換による児童生徒の状況の共有 等

（3）取組の改善

本委員会において、学校基本方針を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

2 『いじめ認知時の対応に係る日常的な関係者の委員会』（随時開催）

（1）委員

教頭、学年主任、学級担任、生徒指導主事（児童指導主任）、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家 等

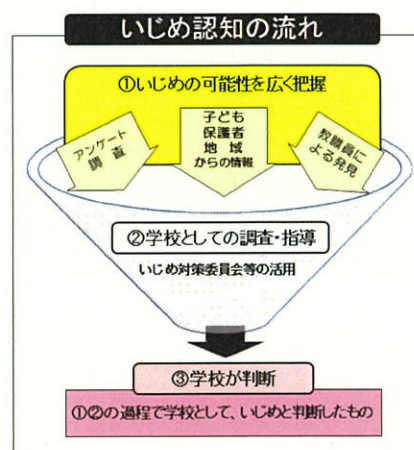
（2）実施する取組

① 調査方針、分担等の決定

- 目的の明確化
- 行動の優先順位の決定
- 緊急アンケートの実施
- 関係ある児童生徒へ事実関係の聴取
- 保護者への連絡
（複数の教員で、丁寧に対応する）
- 市教育委員会への報告
- 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

② 事実関係の把握【右図参照】

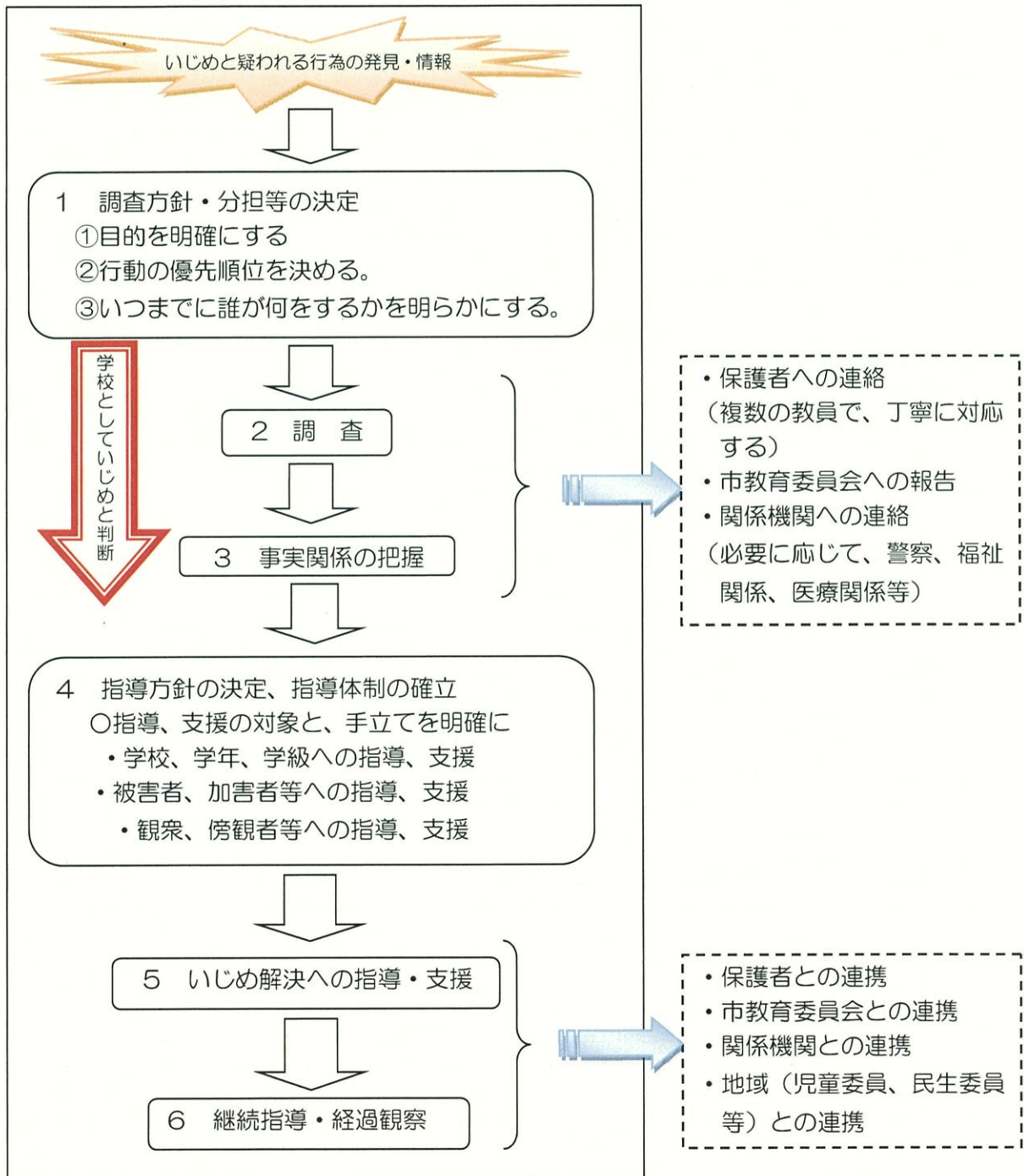
- アンケート調査、児童生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- 関係ある児童生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。



③ 指導方針の決定、指導体制の確立

- 学校、学年、学級への指導、支援
- 被害者、加害者等への指導、支援
- 観衆、傍観者等への指導、支援
- 保護者との連携
- 市教育委員会との連携
- 関係機関との連携
- 地域（児童委員、民生委員等）との連携

(3) 対応の流れ



(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的対応

① いじめの未然防止

いじめの起こらない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○ いじめの起こらない学校づくり

ア. 校内指導体制の確立

- ・特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ・『「いじめ」の理解と対応—いじめのない明るい学校を目指して—』【県教委 H24.12】にある「いじめ問題への取組チェックポイント（学校用）」等を利用し、学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

イ. 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・『「いじめ」の理解と対応—いじめのない明るい学校を目指して—』【県教委 H24.12】及び国立教育政策研究所作成の『いじめに関する校内研修ツール』【国研ホームページ】等を利用した研修会を年1回以上実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ・「いじめ問題への取組チェックポイント（教職員用）」を利用した自己評価を実施する。

ウ. 学業指導の充実

- ・『学業指導の充実に向けて—学業指導を全ての教職員が進めるために—』【県教委 H24.3】を活用し、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

エ. 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・『とちぎの子どもたちへの教え—指導事例集—』【県教委 H25.3】等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

オ. 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

カ. 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にするとともに他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童生徒同士で悩

みを相談し合うなど、児童生徒の主体的な活動を推進する。

キ. ネットいじめへの対応

- ・携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- ・教科情報（技術・家庭）やLHR（学級活動）等を活用し、児童生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ☆ 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - ☆ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ☆ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

ク. 保護者・地域との連携

- ・PTAと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

○ 指導上の留意点

- ア. 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- イ. 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

② いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期発見のための認識

- ア. 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ. 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

○ 早期発見のための手立て

- ア. 教職員による観察や情報交換
 - ・毎週1回「学年情報交換会」等を設定し、気になる児童生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。
- イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
 - ・児童生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」等を工夫し、定期的及び随時実施する。

- ・児童生徒の生活実態について、個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

- ・教育相談週間を学期に一度設定する。
- ・児童生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。また、その充実に向け、スクールカウンセラーや心の教室相談員など、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

- ・学校及び学校以外の相談窓口について、周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- ・いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配布し、周知する。

③ いじめの早期解決

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○ 早期解決のための認識

- ア. いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- イ. いじめた児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

○ 早期解決のための対応

ア. いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ. 組織的な対応

- ・発見したり、通報を受けたりした教職員が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る日常的な関係者の委員会）へ報告し、その情報を共有する。
- ・その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ. いじめの事実調査

- ・アンケート調査等を実施し、その結果をもとに、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

エ. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情

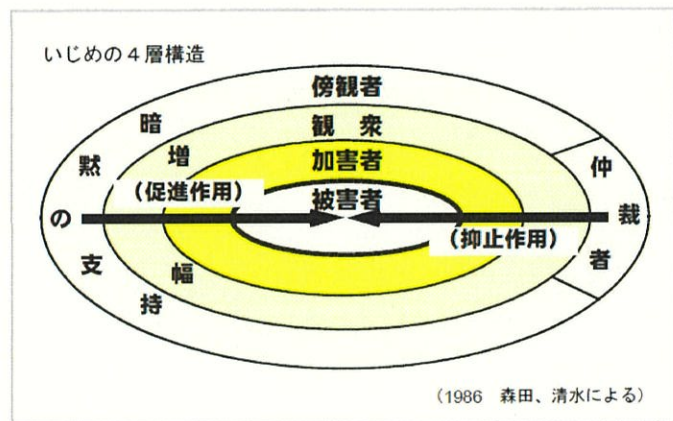
報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、臨床心理士や福祉士等の外部専門家の協力を得る。

オ. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置を含め毅然とした対応を行う。
- 確実な情報を迅速に、保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

カ. 集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。【下図参照】
- 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。



キ. ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ク. 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

ケ. 継続的な指導

- 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- 双方の児童生徒及び周りの児童生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

組織的ないじめ対応イメージ

①いじめの防止

- 校内指導体制の確立
- 教職員の指導力向上
- 学業指導の充実
- 道徳教育の充実
- 人権が守られた学校づくりの推進
- 特別活動の充実
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

「いじめ対策委員会」（定期開催）【※注】において学校基本方針を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

②いじめと疑われる行為の発見・情報

③情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、調査結果等から「いじめ対策委員会」（随時開催）【※注】に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。
（管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、担任などで役割を分担）

連携

関係機関

⑤-A 子どもへの指導支援

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

【※注】

「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、『いじめ未然防止・早期発見に係る構成員全体の委員会（定期開催）』と『いじめ認知時の対応に係る日常的な関係者の委員会（随時開催）』を設置し、役割分担しておく。

⑥継続的な取組

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応。
- 常に状況把握に努める。

3 重大事態への対応

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア. 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ. 重大事態の発生報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・学校 → 市教育委員会 → 市長, 県教育委員会

【報告する項目】

- ◇ 被害児童生徒の氏名・学年・性別
- ◇ 欠席期間・その他児童生徒の状況
- ◇ 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容

ウ. 調査主体の判断

- 市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、市教育委員会等において調査を実施する。

エ. 調査組織の設置

- 市教育委員会は、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法により「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- 組織構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。
- 専門家等の派遣については、県教育委員会と連携し、派遣要請を行う。

オ. 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして、対応に当たる。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
 - 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
 - ・ 重大事態の発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。
 - ※ 不登校の児童生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載する。
 - ※ 調査期間中に当該児童生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容をとりまとめる。
 - ・ 聴取した内容を踏まえて、当該児童生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。
- 【調査結果等のとりまとめ・報告事項の例】

- 1 当該児童生徒
（学校名）
（学年・学級・性別）
（氏名）
- 2 欠席期間・当該児童生徒の状況
- 3 調査の概要
（調査期間）
（調査組織）
（外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性）
- 4 聴取内容
（1）当該児童生徒・保護者
（2）教職員
（3）関係する児童生徒・保護者
（4）その他
- 5 今後の当該児童生徒への支援方法

カ. いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に刻して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

キ. その他

- 市教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② 調査結果の報告及び提供

ア. 調査結果は、速やかに報告を行う。

- 調査結果の報告先は、下記の通り。

- ・学校 → 市教育委員会 → 市長

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ. いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えることができる旨を説明する。

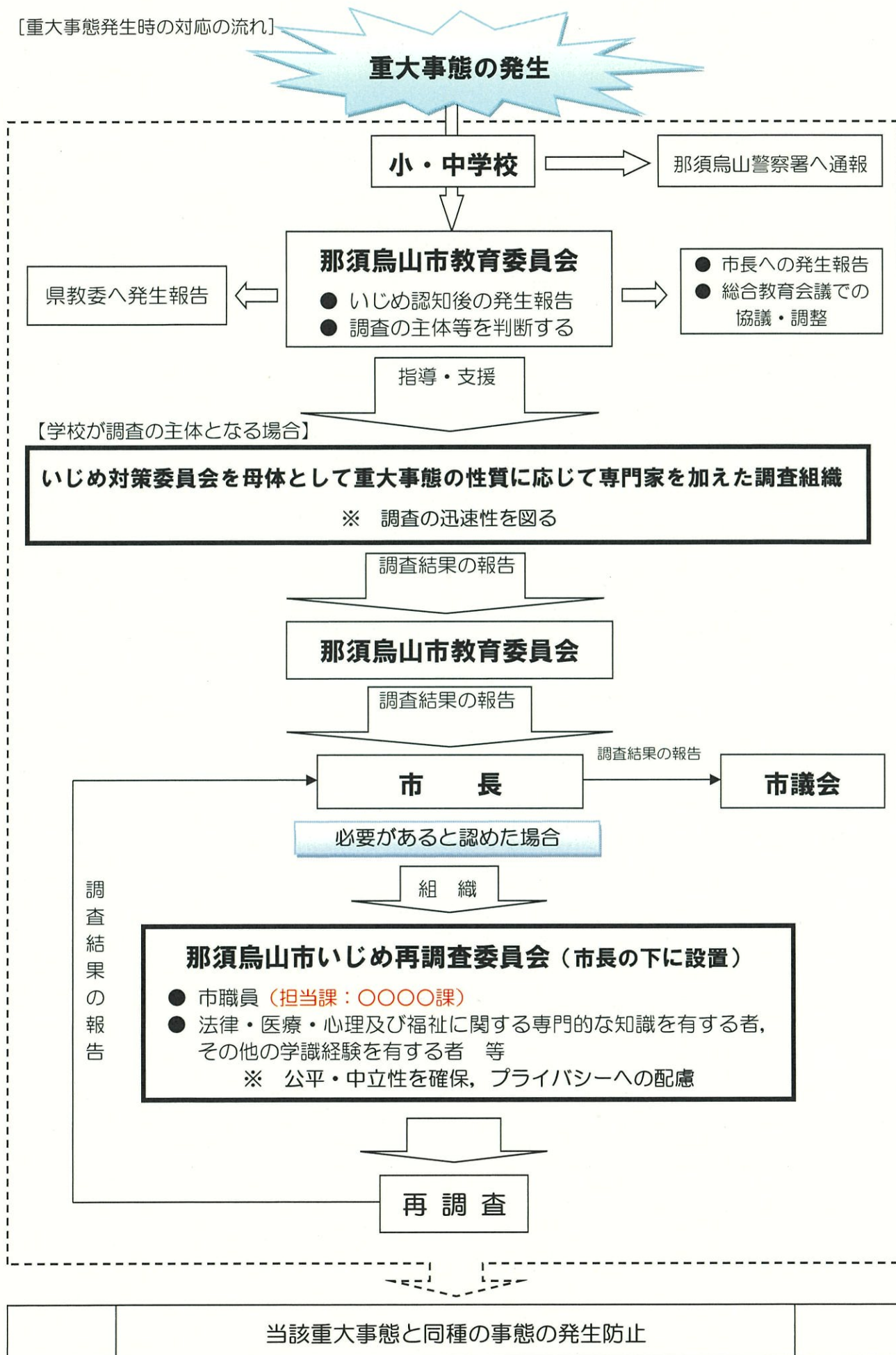
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。 ※ 法第 30 条第 2 項

- 再調査を行うため、市長部局（担当課：〇〇〇〇課）が調査委員会を設置する。
※ 担当課が第三者の意見を求めながら調査を実施することや市が独自に設置している
監査組織等を活用することも考えられる。
 - 組織の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する
者ではない者（第三者）や法律、医療、心理及び福祉に関する専門的な知識を有する者、そ
の他の学識経験を有する者等とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
 - いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況
等及び調査結果を説明する。
- ② 再調査の結果を踏まえた措置等
- 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調
査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置
を講ずる。
【考えられる具体的方策】
 - ◇ 指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援
 - ◇ 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化
 - ◇ 心理や福祉の専門家、教員・警察経験者などの外部専門家の追加配置
 - ◇ 必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置
 - 学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。市議会へ報告す
る内容については、個人のプライバシーに十分配慮する。

[重大事態発生時の対応の流れ]



【3】 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直し

市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目処として、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況の確認と公表

市は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。